

皇民修身鑑

尋常科
生徒用

卷之五

檢定申請本

K120.1
33
5

K120.1

33

5

學海指針杜編

尋常科
生凌用

皇民修身鑑

卷之五

版權所有

集英堂藏板

皇民修身鑑
卷之五

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

長英敬書

藤岡喜一郎 きやう
だいよくめくらの
父をやいなふ



やいなひたり、弟と妹も兄をたすけてはたらしければ、父はふとゆうなかりけりぞす。

第二

- 兄弟ムツマシキハ、孝ノ一ツナリ。
- 兄弟ハ、幼キ時ヨリ、成長ノ後ニ至ルマデ、タガヒニ相タスケ 相シタシミテ、少シモ疎遠ノコト アルベカラズ。
- 世ニハ 財ヲ愛シテ、兄弟ヲ疎遠ニスルモノアリ、道ニソムケル行ナリ。

儀助よく母
につかへ又
よく兄にっ
かふ



○儀助は、母に孝行なりしに、兄孫左衛門、無道にして、其家をたひ出しければ、すこしもうらまえず、きんどよにすみて、三年のあひだ、兄のいかりのとくるをまち、其のち一つ家にすみて、母に孝行をつくりたりといふ。

第三

○女子ハ、ヨロヅノ事ニツキテ、ウチバナ
ナルヲヨシトス。
○女子ノ行ハ、ツネニスナホニシテ、シ

龍鶴臺のつま
れこなひを
つとむ



ツカナルベシ。

○女子ニシテ、アラ／＼シキ フルマヒ
アルハ、甚ダヨカラヌコトナリ。

○瀧鶴臺たきかくだいのつまは、せい／＼とやかにしてつ
しみぶかく、つねに赤と白とのいごまりをつくり、
悪念あくねんたこる時は、赤糸をむすびろへ、善念ぜんねんた
こる時は、白糸をむすびろへ、身の行をかへり
みたりとなり。

第四

○未ダ知ラザル時ハ、知ランコトヲモトメ、ステニ知レバ、行ハンコトヲツトムベシ。

○問フハ一時ノ恥、問ハ又ハ一生ノ恥。

○志立タザレバ、成ルベキコトナシ。

○志アレバ、事ツヒニ成ル。

○熊澤了介わかき時、中江藤樹に、をーへをこひけるに、先生、へりくだりてこそわりけるを、二日があひだーきりにこひて、其門を去ら



熊澤了介 中江藤樹をーへをう

ざりければ、つひにゆるゝたり。

第五

- 言ハ少クシテ 實アルベシ。
- 多言ハ、衆ノイムトコロナリ。
- ミダリニモノ言ヘバ、禍ヲマネグ、口ハ禍ノ門ナリ。
- 心ニ謙遜アレバ、言語オノヅカラ少シ。
- 口ヲ守ルコト、瓶ノ如クセヨ。
- 貝原益軒は、大學者なり、ある時、乗合の船の

ある男 貝原益軒の
をるを いらす
まんして けい
をどく



中にて、一人の男、いきりに、經書の講釋したり
 一を、益軒は、初より、だまりてき、おたり
 に、船の港につけるとき、彼男はドめて、其名を
 き、おごろき恥ぢて、にげうせたりとぞ。

第六

○一家ノ生計ヲ安クシ、家運ノ長久ナラ
 ンヲネガハバ、儉約ヲ專一トスベシ。
 ○人ノ世ニアルホドハ、思ヒヨラ又災難
 ニ、アフコトアリ。



松下禪尼 一やう
 トのきりばりを
 して、子のときよ
 りをいまーめん
 とす

○平日ノタクハヘナケレバ、ニハカニ困窮ニオチイルコトアリ。

○松下禪尼、其子時頼を招がるゝとき、障子の切りばりしてをられしを、兄の義景見てのこらずはりかへたるがよしといひければ、あま、物はやぶれたるを補ひて、つかふが儉約のみちなり、若き人に、このことしらせんとてといへりとなり。

第七

○止ムヲ得ズシテ、人ヨリ金錢ヲ借ルコトアラバ、スミヤカニカヘスベシ

○其義ニアラザレバ、イサ、カノモノタリトモ、トルベカラス。

○義ニ非ル者ハ、取ラズト云フコトアリ。

○正直の商人あり、不幸にして、一たん身代かたむきたりしに、ふたゝびもどにかへりし時、其以前ろんをかけたる人の子を、さがり出だして、返金せんといひけるに、親のかゝたるも

互に正
直を
もる



のなれば、うくべきいはれな一とてとらざり
きとなり。

第八

- 人ハ、恥トイフコトヲ知ルベシ。
- 恥ヲ知ル者ハ、利欲ノタメニ心ヲ動力
サズ、榮華ノタメニ道ヲ枉ゲズ。
- スマジキコトヲシ、取ルマジキモノヲ
取ルハ、恥ヲ知ラザルナリ。
- 恥ヲ知ラザルハ、禽獸ニチカシ。

青砥藤網
一やうぢ
きにして
人のれく
りものを
うけず



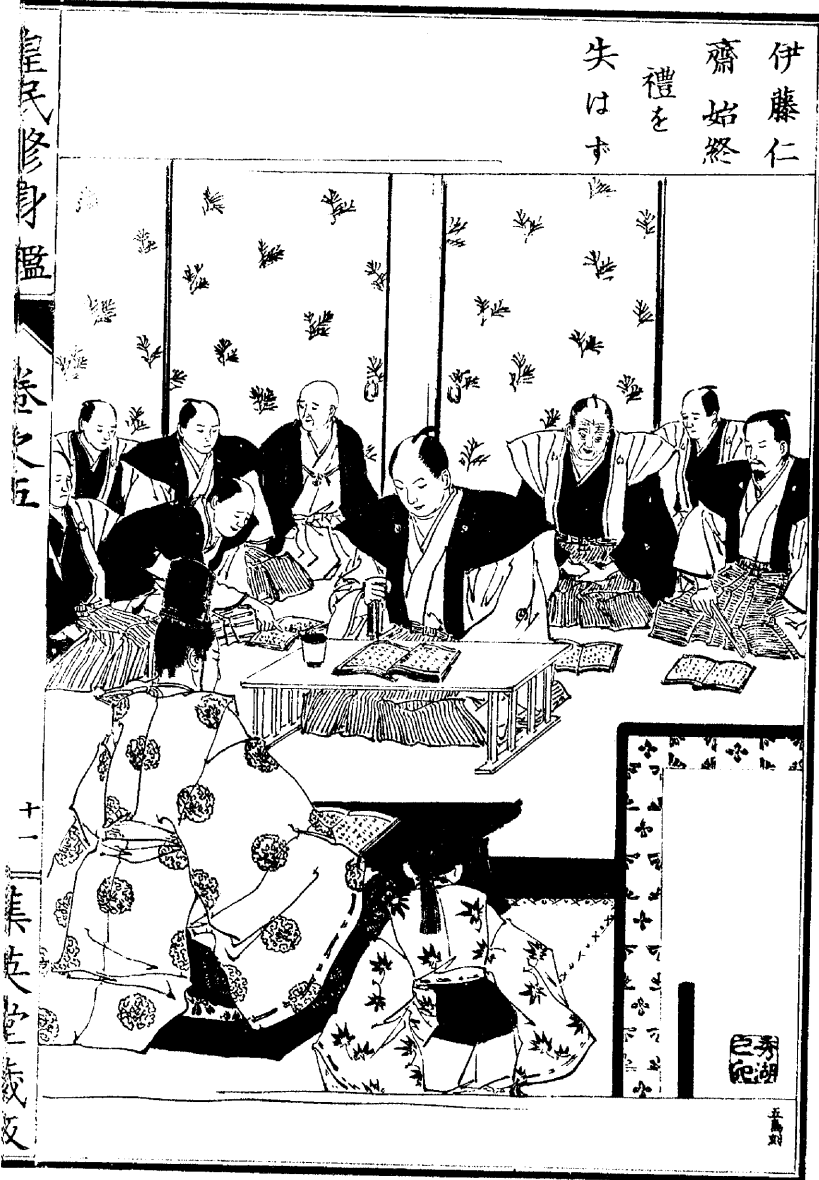
○青砥藤網は廉直の人なり、ある時、うつたへ
を公平にさばき、かちたる人、其恩にむ
くいんとて、ひうかに錢をつみ、藤網のやま
になげこみたり、藤網見てよろこばず、是を是
とす、非を非とするは、職分なりとて、これを
わくりかへたり。

第九

○老イタルヲ敬ヒ、幼ヲアナドラズ。
○作法ヲタビシクシテ、言語ヲツシム

ハ、禮ノ道ナリ。
 ○妄ニ語り、妄ニ笑ヒ、身體ノ作法ヲミ
 ダスハ、心ニ禮敬ナキシルシナリ。
 ○人ノ禽獸ニコトナルハ、禮儀アレバナ
 リ。

○伊藤仁齋、多くの儒者と、講論せられしに
 外の人には席をくづし、さわがしくぎろんした
 れども、仁齋はひとりたちつきて、ことは正し
 くるんどたれば、人みなこれにふくした



伊藤仁齋
 始終
 禮を
 失はず

りごろ。

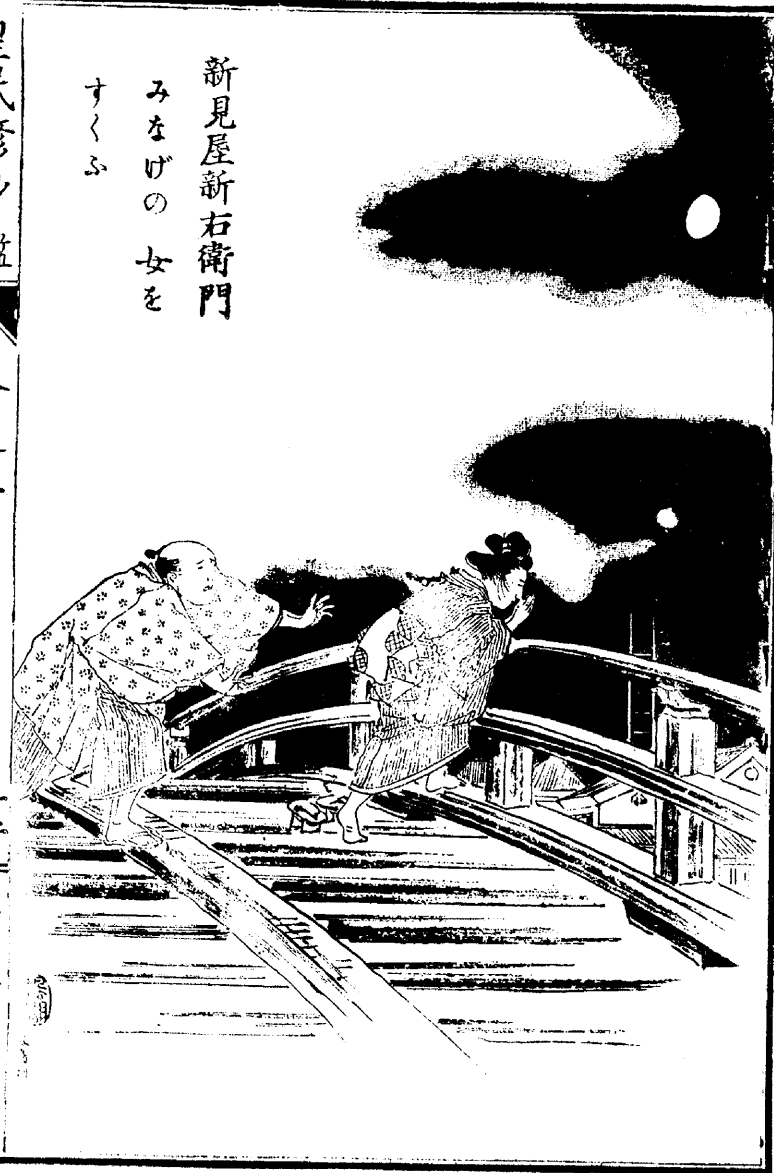
第十

○人ノ樂ハ、自ラ善ヲナシ、人ヲスクヒテ、其悦ヲ見ルニ、コエタルコトナシ。

○人ヲ愛シ人ヲ利スル者ハ、福アリ。人ヲニクミ人ヲソコナフ者ハ、禍オホシ。

○ナサケハ、人ノタメナラズ。

○新見屋新右衛門、かつて一少女の、主人の金をうゝなひて、永代橋より、身投せんとするを



新見屋新右衛門
みまげの女を
すくふ

すくへり、其後、深川八幡の祭の時、此橋落ちて
多くの人、死せり、此日新右衛門も、こゝに來か
かりに、彼少女にあひ、むかしのものがたり
し居けるうちに、此難をのがれたりぞ。

第十一

○此國ニ生レシ人ハ、此國ニ對スル務アリ。
其務トハ、シリゾキテハ家ヲ富マシ
ス、ミテハ國ノ公益ヲハカルヲイフ
ナリ。

島山義
信綿フ
ラチル
をハド
む



○公益ヲ起サントセバ、志ヲハゲマシ、イカナル艱難ニアフトモ、中途ニシテ止ムベカラズ。

○畠山義信は、小倉織のはきれ多くあり、を、いろく工夫して、遂に綿「フ」ラネルを織り出し、一大物産となり、かば、官より賞金を賜はりたり。

第十二

○此國ニ生レテ、此國ヲ守ランモノハ、

常ニ忠義ノ心ヲミガキ、勇武ノ氣象ヲヤシナフベシ。

○遠キ神代ヨリ、今日ニ至ルマデ、此大御國ノ、メテタクサカユルハ、ヒトヘニ、國民ノ勇氣ヲタフトビ、忠義ヲモツパラトシタルニヨレリ。

○中臣鎌足、蕪我入鹿の無道にして、天子をないがりるに、奉れるをいきどほり、中大兄皇子とはかりて、朝廷にして、これを誅したり、こ

中臣、鎌
足中大
兄皇子
と蘇我
入鹿を
ちうす



れより 皇室の尊嚴いにかへりて、めで
たく榮にさせ給ふことはなれり。

第十三

○オヨソ人トシテ、第一ニワキマフベキ
ハ、尊王ノ大義ナリ、忠孝ノ道ナリ。
○人トシテ、尊王ノ大義ヲ知ラザルモノ
ハ、イカホドノ知識アリトモ、マコトノ
人トハイフベカラズ。
○尊王ノ大義トハ、天皇ニ對シテ、忠誠



村上義光父
子の忠死

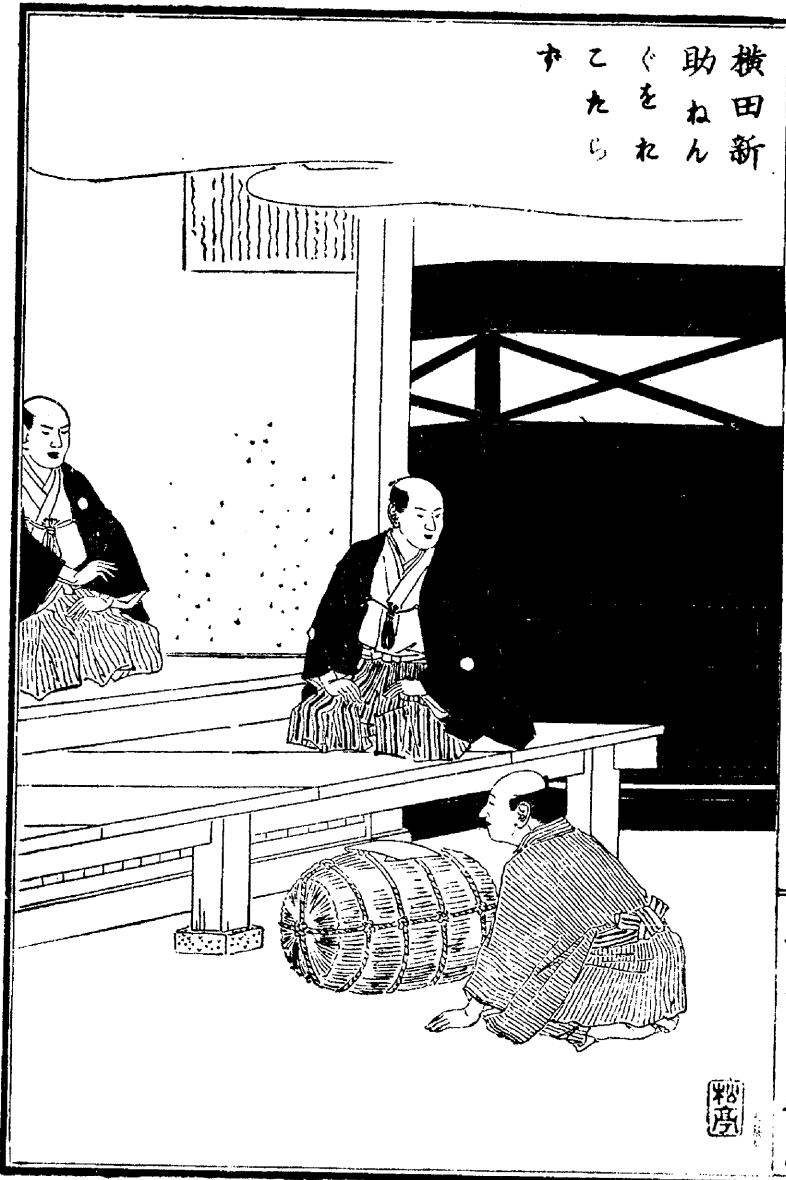
ヲハゲミ、皇室ノ尊榮ヲネガフニアリ。

○村上義光、大塔宮にいたがひて、吉野の城に
こもりゝに、城にちいるにたよび、宮にかはり
て自殺せられたり、其子義隆も、宮の御供して、
賊の追手とたかひ、同トく自害して、父子と
もに、忠臣の名をなんあげたりける。

第十四

○國民タルモノハ、國法ヲ重ジテ、ツ、
シミテ之ニ從フベシ。

横田新助
ねん
ぐを
ね
こ
た
ら
ち



横田

○國法ノ令スル所ハ、之ニ從ヒ、國法ノ禁ズル所ハ、之ヲ避クベシ。

○上ニ尊フトキ、皇室ヲイタゞキ、國法ヲ守リテ、能ク之ニ從フハ、國民第一ノ務ナリ。

○横田新助は、身まづりかりりかども、親に孝行をつくり、兄によくつかへ、又年貢は、人よりさきに納むるなど、よき行あまたありければ、人の手本なりとて、政府より、ほうびを

たまはりたり。

皇民修身鑑卷之五終

原田竹外書

明治二十五年十月五日印刷
明治二十五年十月八日出版
版權所有

定價金六錢

著者

學海指針社

發行兼印刷者

東京府平民小林八郎

發賣所

東京市日本橋區通旅籠町十一番地 集英堂本店

賣捌所

栃木縣宇都宮大工町 集英堂支店

賣捌所

各府縣下書肆

